

平成 23 年 6 月 28 日

日本神経生理検査研究会 臨時総会のお知らせ

日本神経生理検査研究会 会長 高橋 修
執行部一同



会員の皆様におかれましては、ますますのご清栄お慶び申し上げます。

そして、この度の東日本大震災により亡くなられた方々に対し、深く哀悼の意を表するとともに、被災されました多くの方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

当会では第1回東北地区研修会が行われる予定でしたが、残念ながら延期となりました。また、計画停電や交通などの影響により、関東甲信越地区の定期研修会延期と中国・四国地区研修会の立ち上げが中止となり、皆様の期待に添えなくなりましたこととお詫び申し上げたいと思います。

さて、全国研修会と総会はこれまで医学検査学会に合わせて行って参りましたが、理由としては会員の皆様が最も参加しやすいと思えた期間を選んだためです。しかし、学会中の慌ただしい時間帯の中、これら2企画の実施は短時間であり、そのため重要な提案などは十分な審議討論ができないままに保留している案件が少なからずあると思われまます。昨年の総会では議案書にて提案し検討を重ねました。その結果として、まず総会を電子会議方式で開催することを提案し会員の皆様のご賛同を得たいと存じます。併せて全国研修会開催に向けての情報を載せておきました。

一、「全国レベルの研修会」は医学検査学会とは別の日程で開催すること。

実現できれば、これまでの医学検査学会参加者以外の会員も参加できるようになると推測され、会員サービスに少しでも貢献できるものと思っております。本年度中の実施を考えています。

一、[通常総会]を電子総会形式で開催すること。

このインターネットによる総会では、会場参加型に比べて質疑応答などは圧倒的に即時性が低下すると思われまますが、それでも従来の20~30名の総会出席者で議決し結果を事後報告するよりは、いくぶん広報性透明性が増すものであると考え評議員会に提案し了承を得ました。なお、臨時で開催する総会は電子形式可能である旨は会則に記載されてまますが、通常総会の電子化開催可はまだ会則変更してまます。よって今回、『通常総会を電子形式で行うための会則変更』を臨時総会で提案し、会員の皆様と協議をしたいと存じます。なにしろ電子形式は初の試みですので、どのような進行になるか予想がつかまます。今回は試運転を兼ねてまますので、失敗や不備や見落としや欠陥などをあぶり出せたらなお成功であると考えてまます。

最後に執行部一同は、今後も当会の発展のために努力して参る所存でありまますが、会員の皆様も当会を一層盛り上げていただけまますようお願い申し上げてご挨拶とさせていただきます。

記

一.日本神経生理検査研究会[臨時電子総会]

会期 :平成 23 年 6 月 28 日(火)~7 月 11 日(月)

議題 :会則変更

議題提案者 :執行部

採択の方法 :当会ホームページから投票を行う。

開催終了までに、会則改正内容を熟読していただき(下記改正前後参照)

その後、[投票用ページ]に入り

①所属、②支部、③名前、④メールアドレス(必須)、⑤採択、⑥ご意見

を入力して送信して下さい。なお、質問などに返答あるまで[保留]する場合でも結構です。

★メールアドレスは必須となっています。アドレスお持ちでない会員は、職場アドレスや同僚会員アドレスや携帯アドレスでも結構ですので、入力され控えておいてください。

まったくあてがない会員は事務局用の[jsgn@hotmail.co.jp]を入力して下さい。

なお、本臨時総会にて[通常総会電子形式開催]が承認されましたら、次に下記日程で[平成 23 年度 日本神経生理検査研究会 通常総会]を開催する予定を立てておりますので併せてご協力のほどお願い申し上げます。

一.日本神経生理検査研究会 [平成 23 年度通常総会](電子会議形式)

会期:平成 23 年 7 月 19 日～7 月 31 日

以上

資料 *****会則改正前後*****

●改正案[会則改正 2011] (改正箇所は赤字にて表示しています)

第 5 章 総会

(総会)

第 15 条

1) 総会はインターネットなどの通信手段を用いる電子総会とする。

2) 総会の議長は、執行部より選出する。

第 16 条

1) 通常、総会は年一回、会長が召集する。

2) 臨時総会は評議員会の議決により、会長が召集する。

3) 議長に対し、正会員の 10 分の 1 以上から、会議に付議すべき事項と理由を記載した書面をもって総会の開催を請求されたとき、会長はすみやかに臨時総会を召集しなければならない。

第 17 条

総会は次の事項を議決する。

1) 事業報告および収支決算

2) 事業計画および収支予算

3) 会則の変更

4) 会長、役員、評議員の承認

5) その他、評議員会において必要と認められた事項

第 18 条

1) 総会の開催、成立については、以下の電子総会に関する補足条項に則る。

(電子総会に関する補足条項)

・総会を開催する場合は、メール・郵便物などで開催の通知を行い、当会ホームページ上に議案書を確認する。また決定事項を含む議事録についてもホームページに公開する。

・開催通知はすべての正会員を対象とする。

・開催通知を受け取り、特に棄権の意思を表示しないものを出席者とみなす。

2) 正会員の 10 分の 1 以上の出席がなければその議事を開き、議決することができない。

3) 総会の議事は出席会員の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところとな

る。

第 19 条

1) 総会の議事の要領および議決した事項は会員に通知する。

第 20 条

臨時総会および評議員会も、インターネットなどの通信手段を用いて行うことができる。

●改正前 [日本神経生理検査研究会会則 2009]

第 5 章 総会

(総会)

第 15 条

1) 総会の議長は、執行部より選出する。

第 16 条

- 1) 通常、総会は年一回、会長が召集する。
- 2) 臨時総会は評議員会の議決により、会長が召集する。
- 3) 臨時総会は FAX やインターネットなどの通信手段を使って行うことができる。
- 4) 議長に対し、正会員の 10 分の 1 以上から、会議に付議すべき事項と理由を記載した書面をもって総会の開催を請求されたとき、会長はすみやかに臨時総会を召集しなければならない。

第 17 条

- 1) 総会は次の事項を議決する。
- 2) 事業報告および収支決算
- 3) 事業計画および収支予算
- 4) 会則の変更
- 5) 会長、役員、評議員の承認
- 6) その他、評議員会において必要と認められた事項

第 18 条

- 1) 総会は正会員の 10 分の 1 以上の出席がなければその議事を開き、議決することができない。但し、当該事項につき、書面または委任状(書面もしくは FAX もしくは PDF や電子メールなどの電子媒体)をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。
- 2) 総会の議事は出席会員の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところとなる。

第 19 条

1) 総会の議事の要領および議決した事項は会員に通知する。

第 20 条

臨時総会および評議員会は、インターネットなどあらゆる通信手段を用いて行うことができる。
